

第6次江差町総合計画基本構想策定業務委託仕様書

1 業務名

第6次江差町総合計画基本構想策定業務

2 業務の目的

江差町では、2011年から2020年までを計画期間とした第5次江差町総合計画により施策等を展開しておりますが、少子高齢化や人口減少の進行など本町を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのため、人口減少問題に積極果敢に臨むことを目的に策定される「第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年～2024年）」、さらには本町の土地利用等の指針となる「江差町都市計画マスタープラン（2020年～）」などの各種計画と整合性を図りながら、一体的な計画の管理により戦略を持った地域の総合力を高め、本町の確かな未来を切り拓き、新たなステージに飛躍するための強力な推進エンジンとなる第6次江差町総合計画を1年前倒しで策定します。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日（金）まで

4 支払方法

業務完了後、請求書を受領した日から30日以内に一括払いする。

5 業務の内容

本業務は、総合計画の策定に関し、基礎調査の実施、基本構想の作成を行うものとし、基本的な内容は概ね次のとおりとします。

（1）基礎調査

①住民意識調査

ア. アンケート内容の設計

イ. アンケート印刷

ウ. アンケート発送

エ. アンケートの結果集計と分析、報告書の作成

オ. 客体（2,000程度を予定）

※産業形態別や子育て世代別等の多様な客体の工夫を要する。

②第5次総合計画の検証作業

③庁内各種計画の内容把握及び総合計画との整合性調査分析

（2）基本構想案の作成支援

ア. 序論（案）の作成（人口データ、産業推移データ、観光データ、財政状況データ等）

イ. 基本構想（案）の作成

（3）その他、総合計画の策定に関し必要な支援

6 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に行うため、受託者と委託者は次の時期に打合せを行い、受託者はその都度記録する。記録は速やかに作成し、相互に確認すること。

- (1) 業務着手時
- (2) 委託者又は受託者が必要と認めた時

7 再委託

受託者はこの業務の全部を再委託してはならない。契約後、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に書面（任意様式）により委託者の承認を得なければならない。

8 成果品

成果品の内容は、次のとおりとする。

- (1) 住民意識調査報告書
※まちづくりアンケート結果報告書（アンケート結果集計表）
- (2) 基本構想に係る課題検討資料
※5次計検証内容及び庁内各種計画の把握による総合計画との整合性等
- (3) 総合計画基本構想案
- (4) (1)～(3)の成果品については、製本版3部及び電子データ一式
- (5) その他、関係資料等に関する電子データ一式

9 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針を提示し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 委託者は、業務に必要な資料を所定の手続によって貸与する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書等に明記すること。
- (5) 受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を委託者に提出すること。
- (6) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (7) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (8) 成果品の著作権は、全て委託者に帰属する。委託者の許可なく使用及び公表することはできないものとする。
- (9) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない事項については、委託者と協議し、その指示に従うこと。